

著作権（録音・複製）について（お願い）

新潟県合唱連盟（以下「県連」といいます。）の事業（おかあさん・合唱祭・県コンクール・アンコン）について、参加団体の皆様におかれましては、以下のご対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(1) 参加申し込み時

- ① 録音の要否をお知らせください（別紙申出書(1)へ）。
 - ② 演奏曲（コンクールの場合は自由曲のみ）にかかる著作権管理団体等を必ずお知らせください（別紙申出書(2)へ。／演奏曲①～④は参加申込書記載順。検索画面に表示された「作品コード」及び「ISWC」もご記入ください。）。
- ※作品コード等が不明の場合には、楽譜（製本）の許諾番号をご記入ください。
（番号等の記入に代えて楽譜の該当箇所の写真の提出でも結構です。）
- ※課題曲は県連において一括してお手続きいたします。



ア 著作権管理団体が J A S R A C の場合

→ 県連において一括してお手続きいたします。

イ 著作権が消滅した古い楽曲の場合

→ その旨をお知らせください。

※作品コード等が分かればご記入ください。

ウ 著作権管理団体が J A S R A C 以外の場合

→ 各参加団体において「録音・複製」の許諾を得てください。

※許諾が得られない場合は、録音できませんので、ご了承の上、別紙申出書(2)下段の同意欄に必ずチェックをお願いいたします。

③ 複製可能な枚数（申請枚数）

→ プログラム掲載人数＋2（引率者分）とさせていただきます。

※申請枚数以上の複製はできませんので、ご了承の上、別紙申出書(3)下段の誓約欄に必ずチェックをお願いいたします（録音希望の全団体対象。）。

※プログラム掲載後の変更手続きは対応しかねますので、予めご了承ください。

- ④ 参加申込書と併せて、別紙「録音にかかる申出書（兼同意書・誓約書）」をご提出ください（録音を希望しない場合も必ずご提出ください。）。

(2) 費用の支払い

- ① 録音を希望する場合には、代表者会議において、以下②～⑤にかかる費用をお支払いください。なお、コンクールは、課題曲も含めて以下のいずれに該当するかを判断いたします。

- ② 上記(1)②アのみに該当する場合（JASRAC）の費用（CD代含む）

- | | | | |
|--------|-----|----|---------------|
| ・合唱祭 | | 一律 | 700円 |
| ・コンクール | 中学 | 一律 | 700円 |
| | その他 | 一律 | 1,000円 |
| ・アンコン | | 一律 | 700円 |
| ・おかあさん | | 一律 | 700円 ※令和6年度より |

- ③ 上記(1)②イのみに該当する場合（著作権消滅）の費用

- ・CD代（200円）のみお支払いください（著作権料はかかりません。）。

※著作権者の没後70年が経過したもの。

- ④ 上記(1)②ウのみに該当する場合（JASRAC以外）の費用

- ・CD代（200円）のみお支払いください（録音できない場合は不要です。）。

※本番当日の受付時まで、承諾を得たことが分かる資料を必ずご提出ください（申し込みや代表者会議の際でも結構です。）。

※著作権料は各団体において直接ご精算ください。

- ⑤ 上記(1)②ア～ウが混同する場合の費用

県連には上記(2)②の費用を、JASRAC以外の管理会社には実費を、それぞれお支払いください。

(3) CDのお渡し及びロゴマーク（JASRAC分）について

- ① 開催当日、演奏曲を収録したCDを1枚お渡しいたします（別紙申出書(3)へ。）。

→ お渡しするCDには録音・複製の許諾が得られたことを証するロゴマークのシールを貼付いたします。

※他団体の演奏は収録されませんので、予めご了承ください。

- ② 参加人数（プログラム掲載人数）+ 1枚のロゴマークのシールをお渡しいたします（別紙申出書(3)へ。）。

→ 各団体において、CDをコピー（複製）したときは、このシールを必ず貼付してください。

※誤って（又は故意に）、他の演奏を録音したものに貼付することの無いよう、十分にお気をつけください。

法令に違反したことが判明した場合には、罰せられる可能性があります。が、県連では一切責任を負いません。コンプライアンス遵守の徹底に、ご理解ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上